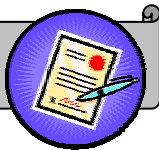


センター登録・施設利用について

登録申請に必要な書類



新規登録時

センター登録申請書

団体の会則

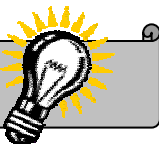
団体を構成する会員の名簿

2年目以降の登録更新時

団体登録確認書（毎年6月更新）

- * 毎年6月に、団体登録の継続確認を行います。当センターより送付する所定様式に必要事項を記入のうえ、速やかにセンターあて送付またはFAXしてください。
- * 2年以上継続確認の取れない場合休止扱いになります。

団体登録の要件



3人以上で半数が宮崎市内の居住・勤務・学生の方で構成される団体。活動拠点が宮崎市内であり、ボランティア活動などの社会貢献活動を継続的に行っていることが登録の基準です。なお、次に掲げる活動は登録できません。

- * 宗教教義の布教、信者の教科育成を目的とする活動
- * 政治上の主義の推進・支持・反対を目的とする活動
- * 特定の公職の候補者、もしくは公職にある者または政党の推薦・支持・反対を目的とする活動
- * 公益を害するおそれのある活動

センター施設利用の案内



会議コーナー利用【無料】

大会議コーナー(16人)×1
中会議コーナー(12人)×2
小会議コーナー(6人)×2

2週間前から予約できます

掲示物 【無料】

登録団体主催・共催、または宮崎市及び宮崎県主催・共催の宮崎市内の活動やイベントのポスター・チラシの掲示ができます。原則として1ヶ月間掲示できます。

パソコン 【無料】

市民活動に関する情報閲覧、文書作成や印刷(有料)ができます。但し、WEBメールを含むメール・掲示板・チャット・オークション等の利用、公序良俗に反するホームページの閲覧等はできません。

印刷機・コピー機使用【有料】

登録の団体活動に属さない文書、及び政治的・宗教的活動に属する文書等は印刷できません。



ロッカー【有料】

メールボックス
利用希望の場合は窓口にお尋ね下さい



センター施設のご利用

各センターが収集している団体主催のイベント・講座・ボランティア募集の案内・助成金など幅広い分野の情報を窓口や掲示コーナー、情報誌をとおして受け取ることができます。

宮崎市民活動センターの会議コーナー（無料）や印刷機（有料）が使用できます。会合や資料作成など活動の場としてご利用ください。

宮崎市民活動センターホームページへの掲載

宮崎市民活動センターのホームページの団体紹介コーナーに団体の情報を掲載できます。

申請後お渡しするID・パスワードの入力により、団体情報を発信できます。また、団体が主催するイベントやサービスの申し込み受付をパソコン画面で管理できます。

会員ID及びパスワードの管理、登録情報、禁止事項、著作権等について、本サイト加入時にお渡しする「宮崎市民活動センター 団体コミュニティコーナー会員規約」の規定事項をご確認ください。

市民活動保険

保険料を宮崎市が負担し、市民の皆さんが、ボランティア活動などの市民活動をしている時に、万一不慮の事故や災害にあった場合保険金が給付される制度で、傷害保険及び賠償責任保険で構成されています。事故が発生した場合は宮崎市民活動センター（電話 20-8777）へご連絡ください。

市民活動保険の他に、任意加入の「ボランティア活動保険」があります。加入には別途申込が必要です。補償内容・金額に応じて掛け金300円、500円、700円のタイプがあります。詳しくは宮崎市ボランティアセンター（電話 52-7170）にお尋ねください。

宮崎市の市民活動やボランティア活動の相談窓口として、2ヶ所設置されています。

* 宮崎市民活動センター（運営団体：NPO法人 NPOみやざき）

〒880-0001 宮崎市橋通西1-1-2 宮崎市民プラザ3F

0985-20-8777 Fax 0985-20-8411

* 宮崎市ボランティアセンター（宮崎市社会福祉協議会）

〒880-0930 宮崎市花山手東3-25-2 宮崎市総合福祉センター内

0985-52-7170 Fax 0985-52-5724



両センターいずれかの登録により上記のサービスをご利用になれますのでご利用ください。